

大田原市新庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業及び  
デジタルサイネージシステム構築事業に関するプロポーザル審査要領

1 趣旨

この要領は、大田原市プロポーザル実施要綱（平成23年告示第80号。以下「要綱」という。）に基づき、大田原市新庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業及びデジタルサイネージシステム構築事業に当たって、公募型プロポーザル方式による事業者選定に係る審査方法を定めることにより、審査の透明性及び公平性を確保する等事務の適正化を図るものとする。

2 審査及び評価

- (1) 提案の審査及び評価は、要綱第5条の規定に基づく審査会が行う。
- (2) 3に定める審査手順に基づき、審査会委員が点数評価し、その合計点数の平均が最上位の者を契約候補者として特定する。ただし、最上位の点数の者が複数ある場合は、評価項目の「システムの仕様」の点数が最も高い者を選定するものとし、さらに「システムの仕様」の最上位の点数の者が複数ある場合は、くじにより決定する。

3 審査手順

審査会委員は、次に掲げるとおり提出された企画提案について総合的に審査し、審査表に基づき、項目ごとに採点を行う。

(1) 書類審査

評価項目のうち、「業務実施体制」の項目については、提出書類を基に事務局が採点を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

評価項目のうち、(1)以外の項目については、提出書類に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングにより審査会委員が採点を行う。

ア 1法人当たりの説明時間は、30分以内とします。

イ プレゼンテーションにおける提案者の必須説明事項は、次のとおりとします。

- ・経歴、実績、知識に関すること。
- ・業務実施体制に関すること。
- ・企画提案内容に関すること。

ウ 説明者は本業務を担当する者とします。

エ 説明は資料に沿った内容とします。

オ 提案者は、他の応募者のプレゼンテーションの内容を知ることはできません。

- (3) プレゼンテーション終了後、審査会委員によるヒアリングを実施する。(10分程度)

4 失格条項

募集条件に合致しない者は審査対象外とするほか、次のいずれかに該当する者は失格とし、合計点数の平均が最上位であっても選定しない。

- (1) 提案内容等に虚偽又は事実と著しく相違があると認められる場合
- (2) 合計点数の平均が80点に満たない場合